

新しく採用された方や被扶養者申告書を提出される皆様へ

マイナ保険証に関する留意事項について

組合員資格取得日や被扶養者認定日から、共済組合の健康保険が適用されますが、マイナ保険証を御利用いただく場合は、以下の内容に御留意ください。

○共済組合の健康保険としてマイナ保険証を利用する場合は、共済組合でのデータ登録が完了してから利用が可能となります（データ登録が完了するまで、マイナ保険証による受診はできません。）。

○共済組合に不備のない状態で書類が提出された日から、5営業日（共済組合定休日土・日・祝日）以内にデータ登録が完了します（早期に書類提出がされた場合は、組合員資格取得日又は被扶養者認定日以降にマイナ保険証が利用できます。）。不備がある書類については、随時返送します。

なお、毎年4月1日～6月30日の繁忙期や、共済組合定休日及び祝日が連続する期間（年末年始やゴールデンウィークなど）は、データ登録までに5営業日を越える所要日数となります。御容赦くださいますようお願いいたします。

○データ登録が完了でき次第、お知らせとして「資格情報通知書」を交付します。（早期に書類提出がされた場合は、組合員資格取得日や被扶養者認定日以降に交付します。）

「資格情報通知書」の交付を受けた時点で、マイナ保険証による受診が可能です。

なお、「資格情報通知書」の交付を受ける前でも、データ登録が完了している場合はマイナ保険証による受診が可能です。

○共済組合の健康保険取得後、初めてマイナ保険証による受診を行う場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、共済組合の資格情報が登録されていることを確認してください。

※マイナ保険証の利用登録を行っていない方へ

医療機関等を受診するための「資格確認書」を交付いたします。

共済組合に不備のない状態で書類が提出された日から、約2週間程度で交付します。